

議案の審議結果【令和2年1月臨時会 3月定例会】

賛否の分かれた議案

(○…賛成、×…反対、欠…欠席)

| 議案名 | 賛成 | 反対 | 議決結果 | 議決日 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|----------------------------------|-----------------------------|----|------|------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|----------|----------|---------|
| | | | | | 野北 知見 | 松岡 光子 | 宮宅 良 | 大北 良子 | 香田 永明 | 大瀧 金三 | 木村 晴恵 | 松下 嘉城 | 河野 照代 | 神吉 史久 | 岡田千賀子 | 藤原 秀策 | 奥田 俊則 | 藤田 博 |
| 人事 教育長の任命同意（浅原俊也氏） | 10 | 3 | 可決 | 3/24 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ | × | × |
| 条例 犯罪被害者等支援条例制定 | 10 | 3 | 可決 | 3/24 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | - | ○ | ○ | × | ○ |
| 町長提出 予算 | 令和元年度一般会計補正予算（第8号） | 7 | 6 | 可決 | 1/30 | × | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | - | ○ | ○ | × |
| | 令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） | 11 | 2 | 可決 | 3/3 | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 令和2年度一般会計予算 | 12 | 1 | 可決 | 3/24 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ |
| | 令和2年度後期高齢者医療事業特別会計予算 | 11 | 2 | 可決 | 3/24 | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ |
| | 令和元年度一般会計補正予算（第10号） | 12 | 1 | 可決 | 3/24 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ | × |
| その他 令和元年度一般会計補正予算（第8号）に対する修正案 | 6 | 7 | 否決 | 1/30 | ○ | ○ | × | × | ○ | × | × | × | ○ | - | × | × | ○ | ○ |

※ 播磨町議会の現議員数は14人です。採決は、全議員の過半数（7人）以上の出席を要し、議長を除く出席議員の過半数の賛成をもって可決されます。ただし、法律に別の定めがある特別多数議決の場合は、この過半数議決は適用されません。
 ※ 議長は採決に加わりませんので、「-」で表示しています（議長=議席10番神吉史久。議長不在などの場合には副議長が議長を務めます）。ただし、賛成と反対が同数の場合には、議長が決します。

全員賛成で可決・同意した議案

| 議案名 | 議決日 |
|--|------|
| 条例 ▶工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例制定 ▶職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定 ▶非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定 ▶学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定 ▶町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定 ▶奨学金条例の一部を改正する条例制定 | 3/3 |
| 町長提出 予算 ▶町長等の損害賠償責任の上限を定める条例制定 ▶子ども医療費助成条例制定 ▶福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定 | 3/24 |
| 町長提出 予算 ▶令和元年度一般会計補正予算（第9号） ▶令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） ▶令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号） ▶令和元年度水道事業会計補正予算（第3号） ▶令和元年度下水道事業会計補正予算（第3号） | 3/3 |
| 町長提出 予算 ▶令和2年度国民健康保険事業特別会計予算 ▶令和2年度財産区特別会計予算 ▶令和2年度介護保険事業特別会計予算 ▶令和2年度水道事業会計予算 ▶令和2年度下水道事業会計予算 | 3/24 |
| 契約 ▶物品購入契約締結の件（給食配送車購入） | 3/24 |
| その他 ▶人権擁護委員候補者の推薦（大辻京子氏） ▶学童保育所指定管理者の指定 ▶町道路線認定 | 3/3 |

環境整備の補正予算を可決

1月
臨時会
補正予算

令和2年1月臨時会は1月30日に開かれました。播磨西小学校の大規模改修工事や、ごみ中継施設建設の債務負担行為を含む令和元年度一般会計補正予算を原案どおり可決しました。

広域ごみ処理中継施設建設の債務負担行為を可決

令和4年3月稼働予定の、高砂市で建設中の広域ごみ処理施設に關連し、町内でごみを集約する中継施設建設の債務負担行為が提案されました。

債務負担行為の金額は最高13億16万円です。

この債務負担行為に対しては、コスト面から大きな費用負担を伴うことから、直送運搬方法と中継方法との比較検討を行い、改めて熟考し再提案するべきと、修正案が提出されました。結果、修正案賛成6、反対7で、修正案は否決されました。

修正案賛成討論①

住民の直接搬入受け入れなど、住民サービスの低下を招かないことは支持している。

しかし、その方法が中継施設建設以外ないのが多額の税金を使用する事業である。住民サービスを守りながら費用を抑える方法の検討がされていないため、再検討が必要である。

修正案賛成討論②

2市2町がごみ処理広域化を表明したのが平成22年である。その間、町長の施政方針にはごみ処理中継施設建設の構想は一言も出てこない。

本来は当初予算に組み込むべきで、拙速に臨時議会で補正予算として提示するものではない。住民に説明し、時間をかけて理解を得るべきでは。

※債務負担行為とは

契約などで発生する債務の負担を設定する行為です。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではなく、現実に現金支出が必要となった場合は、改めて歳出予算に計上しなければなりません。

播磨西小学校のトイレ等を改修

質疑

播磨西小学校校舎は昭和51年の竣工から44年経過し、老朽化している。国の補助事業としての内定通知を受けたことから、補正予算に提案され、可決しました。

問 工事期間は3カ年だが、新たにトイレの改修工事が追加になったのか。
 答 1年目に主にトイレなどの改修を行い、2年目に校舎の東側の改修、3年目に給食棟を含めた西側の校舎を改修する予定である。



▲改修が待たれる播磨西小学校